

## 広陵町と株式会社南都銀行の包括連携協力に関する協定書

広陵町（以下「甲」という。）と株式会社南都銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条の基本理念の本旨に則り、「まち・ひと・しごと」の各分野において、各々の持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展および住民サービスの向上を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙のそれぞれが保有する知的・人的資源等を有効に活用し、相互に連携・協力することにより、産業振興と地域活性化に貢献することを目的とする。

### （連携事業）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事業について連携するものとする。

- （1） 地域産業の振興と安定した雇用の創出に資する事業
- （2） 創業支援および地域経済の活性化に資する事業
- （3） 地域づくり、地域の活性化および移住・定住促進に資する事業
- （4） その他、地方創生の推進に資する事業

2 前項の各事業に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議の上で決定するものとする。

### （秘密保持）

第3条 甲および乙は、前条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- （1） 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- （2） 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- （3） 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- （4） 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲および乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （反社会的勢力）

第4条 甲および乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同項6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物（以下、「反社会的勢力」という。）と一切の関係を持たないことを確約する。

### （協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙信義誠実をもって協議の上決定するものとする。

### （有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画終期である平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれからも特段の申出がない場合には、引続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年10月3日

甲：奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町長 山村 吉由



乙：奈良市橋本町16番地

株式会社 南都銀行  
代表取締役 橋本 隆史

